

## 現地見学会等実施要領

### 1 目的

市の意図と入札参加希望者の解釈との間に齟齬が生じないようにすることを目的に、現地見学会及び意見交換会を実施する。意見交換会では、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について対話を行う。

### 2 日時・場所

日時は令和7年6月16日(月)～20日(金)の午前10時から午後5時までの間で、市が指定した時間とする。見学会の開催場所は(仮称)東部環境センター整備予定地及び(仮称)西部環境センター整備予定地(現・西部環境事業所敷地)とし、意見交換会の開催場所は西部環境事業所内とする。

詳細な日時、集合場所については申し込みのあった者に別途通知する。

### 3 参加者等

現地見学会及び意見交換会の対象は、本事業に構成企業又は協力企業として参加を希望する企業とし、参加者は、事前に「様式第1号 現地見学会等参加申込書」により申し込みのあった者とする。なお、やむを得ない場合を除き、参加者の変更及び途中の入退室等は認めない。

現地見学会及び意見交換会は申し込みのあった企業毎に個別に開催する。参加人数は、各企業3名までとする。発注者側としては、事務局担当者(東大阪市担当者・アドバイザー業務受託企業担当者)が参加する。

### 4 意見交換会の議題及び進行

意見交換会は、事前に提出のあった「様式第1号 現地見学会等参加申込書」における議題の記載順に対話を進めるものとし、発注者側で基本的な進行は行うが、議題については参加者より順に要旨を説明すること。

議題は主に「本事業の入札参加資格、事業予定地及び既存施設に関すること」とする。対話時間は60分間とし、これを超えた場合は議題が残っていても対話を終了する。ただし所定の時間内であれば、事前に提出の無い議題についても支障のない範囲で対話を行うことができる。

なお、意思疎通を円滑にするため、意見交換会でのイメージ図等の各種資料の提示は可能とするが、プロジェクター等の投影装置の使用は認めない。

### 5 対話結果等について

#### (1) 議事録の作成

意見交換会の参加者は、対話の議事録を作成し、7月3日(木)までに市に提出して確認を受けること。議事録の様式は自由とする。なお、対話において録音機器の使用は認めるが、カメラ等の使用は認めない。

#### (2) 対話結果の取扱い

意見交換会の実施結果は、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、8月6日(水)(予定)に市ウェブサイトで公表する。

意見交換会における議題に対する事務局の回答は、市ウェブサイトで公表した内容を正式回答とする。

## 6 留意事項

- 現地見学会及び意見交換会への参加の有無及び対話の内容は、後の手続きや審査に影響しない。
- 参加者は、現地見学会及び意見交換会の実施上知り得た情報に関して、市の許可なく発表、公開、漏洩又は目的外に利用することを禁止する。
- 現地見学会及び意見交換会での発言の内容は、参加者・市の双方を拘束しない。
- 参加者が意見交換会で示した議題は、最終的な提案内容を制約するものではない。
- 参加者は、当日自らの身分を証明するもの(社員証、免許証等)を持参すること。必要に応じて確認を行うことがある。
- 当日、実施方針等の資料の配布は行わない。必要な資料は参加者が持参すること。